

平成 2 1 年度 第 1 回

文京区情報公開制度及び
個人情報保護制度運営審議会

日時：平成 2 1 年 5 月 2 2 日（金）

午前 1 0 時 3 0 分～

場所：庁議室

文京区企画政策部広報課

1 開会

内野広報課長 本日はお忙しい中、お集り頂きましてありがとうございます。本日の審議会は、委員の皆様、全員ご出席でございます。

本日は、文京区情報公開条例及び個人情報保護条例に基づいて、各制度の実施状況を報告させていただく予定でございます。

申し遅れましたが、この4月から広報課長として参りました内野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

2 企画政策部長あいさつ

内野広報課長 それでは、青山企画政策部長からご挨拶をさせていただきます。

青山企画政策部長 青山でございます。6月末で任期が一区切りということでもありますので、今回の任期についてはどうも有難うございます。また引き続きという方もいらっしゃるかもしれませんが、その際はよろしくお願いいたします。

この審議会というのは、そんなに開かれるわけではありませんが、開かれるときは結構デリケートな問題を審議していただくことがございます。文京区政は今、区政自体としては基本構想の策定に入っていて、これから未来へ向けていろいろな取り組みをしている状況にあります。今差し迫った課題として、やはり個人情報に絡む問題が2つほど起きております。まず一つ目は、皆さんご存じのとおりインフルエンザの問題であります。関西のほうでは初期の段階であります。大きな蔓延を始めておまして、関東のほうに来るのも時間の問題であろうというところであります。そこで、幾つかの細部の検討が、区でも始まりました。

この件については、事務局も先々週以来、土日も含めた対応を行っておりまして、対策本部の開催や、また保健所はほとんど24時間体制で対応している状況であります。そこで、やはり個人情報との関係で、非常にデリケートな問題がありまして、保健所では国や都から流れてくる情報を個人情報も含めてフォローしています。保健所が毎日電話をして健康状態を確認しております。ただ、その情報は一切外には出さないということではありますが、なかなか個人情報の扱いと、それから周辺住民の不安等々兼ね合いが難しいと思います。

もう一つは定額給付金についてです。文京区で8万世帯について現在対応していますが、こ

こでも個人情報の問題で相当個々の苦情が出てきております。といいますのは、定額給付金を振り込む前提として個人情報をお寄せいただかなければいけないということがありまして、なぜそこまで出さなければいけないのかという問い合わせが来ております。このあたりも、なかなか一昔前と違うのかなと思います。そんなことで、この審議会でお世話になることもまた出てくるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

3 議事

内野広報課長 それでは、情報公開制度等にかかる定例報告に入らせていただきます。進行を内山会長をお願いいたします。

内山会長 それでは、文京区が置かれている現下の状況について部長からご説明をいただきましたが、改めて平成21年度第1回文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会を開催させていただきます。

全員がおそろいということですが、ただいまのご説明ですと、特別のことがない限りこの構成による今審議会はこれが最後ということになるかと思えます。

本日の議事でございますが、ご説明いただいたように、定例報告をいただくということになります。

まず、事務局から定例報告についてご説明をいただき、その後、質疑等があればそれを行うということにさせていただきます。

では、そのように、課長さんをお願いしていいですか。

内野広報課長 それでは、情報公開制度及び個人情報保護制度にかかる定例報告をさせていただきます。

恐れ入りますが、座らせていただきます。

内山会長 着席のままでお願いします。

内野広報課長 まず、ご報告申し上げる前に、お手元の資料のご確認をお願いしたいと思います。

資料はあらかじめ郵送させていただいております。資料は第1号から第10号までございます。そのうち第1号と第2号につきましては、第1-1、第1-2、また第2-1、第2-2と二つに分かれてございます。また、本日、資料第3号を差し替えさせていただいております。

まして、席上に配付させていただいております。

あわせて、本日、席上にこの情報公開制度事務要領第3版をお配りさせていただいております。これは本年3月に改定をしております。こちらは、本日は使用する予定はございませんが、お持ちいただければと思います。

それでは、資料第1号から順に説明を申し上げます。

まず第1号につきましては、第1-1と第1-2と2つから成っております。これは平成20年度の行政情報の公開請求件数を取りまとめたものでございます。

第1-1は所管別に請求件数を整理いたしましたもの、第1-2はその請求内容でございます。平成20年度は総件数で219件の公開請求がございました。公開が98件、一部公開が113件、非公開が8件と、資料1-1号の右下のところに数字が出てございますけれども、一部でも個人情報等の非公開情報が含まれていますと一部公開となりますので、公開と非公開の数字の比率に大きな意味はないかというふうに思います。非公開の8件でございますけれども、ほとんどが対象情報の不存在といったケースです。

資料の第2号に説明を移らせていただきます。

第2号は個人情報の開示等の請求件数を取りまとめたものでございます。第2-1は所管別件数を提示しました。また、第2-2号は請求内容でございます。平成20年度は54件の開示請求がございました。個人情報の開示請求につきましては、例年50件から60件程度で推移しております。資料の第2-2をご覧くださいとおわかりになれるかと思いますが、文京区の特徴といたしまして、戸籍住民課の所管の戸籍の謄抄本や住民票の写し、印鑑証明等の交付請求書等の開示請求が大きな割合を占めているということが、ご覧いただけるかと思います。

続きまして、資料第3号でございますが、資料第3号は、情報公開条例で公表が義務づけられ、あるいは努力義務となっている行政情報がございますけれども、これはその条例に基づきまして行政情報センターにおいて公表したもののリストでございます。

まず条例22条に基づく公表資料でございますけれども、区の基本計画、それから区機関の報告書、議事録、主要事業の進行状況など、区政の説明責任を果たす上で重要と思われる資料につきましては、その公表が義務づけられてございます。また、その次のページでございますけれども、条例23条で情報提供が努力義務とされている資料でございます。統計資料、調査報告、事業概要などがこれに当たります。

なお、当区では、条例の規定にかかわらず、行政情報センターあるいは区のホームページ等

におきまして、できるだけの情報を提供するように努めているところでございます。

続きまして、資料の第4号から第9号までですが、これは個人情報保護制度にかかる報告事項でございます。

まず、資料第4号でございますけれども、こちらは個人情報業務登録の登録状況になります。個人情報の登録件数は合計で441件。昨年より若干減っております。また、個人情報ファイルは91件の登録がございます。この中で廃止あるいは新規登録業務につきましては、2ページ及びその次のページに記載させていただいております。昨年度からパブリックコメントを制度化いたしました関係で、これを実施しました所管では受け入れ提出者の個人情報を取り扱うということになりますので、業務登録をしてございます。

続きまして、資料第5号をごらんください。

資料第5号は個人情報を取り扱う業務を外委託したものの一覧でございます。個人情報取り扱い業務の透明性を確保する趣旨から審議会に報告することとされております。データの処理、通知書等の大量交付、専門的業務の共同処理などが業務委託されています。

続きまして、資料第6号をごらんください。

第6号は指定管理者制度適用施設の一覧でございます。文京区におきましては、平成18年度から指定管理者制度を導入いたしておりますが、こちらにご覧いただける施設が平成20年度現在で指定管理者制度を導入して運営している施設でございます。

続きまして、資料第7号でございます。

資料第7号は個人情報を目的外利用した業務の一覧でございます。目的外利用につきましては、法令に定めがある場合等に、区の内部で、個人情報を本来の業務以外の業務に利用しているものであります。税の情報や福祉、年金関係の情報を福祉、年金関係業務に利用していることを示しています。

なお、利用日欄に通年とございますのは、年間を通じて同一業務で経常的に利用があるものをいいます。また、備考欄には目的外利用の根拠法令を記載しております。また、根拠欄に審議会とございますのは、審議会一括承認事項に該当する場合をいいます。

なお、ナンバー11番のシルバーパスの経過措置業務への利用につきましては、昨年5月の審議会で答申を頂いた案件であります。

続きまして、資料第8号をご覧ください。

資料第8号につきましては、個人情報の外部提供をした案件の一覧でございます。外部提供につきましては、区の機関以外に個人情報を提供したものであります。税情報や年金、食

品衛生監視業務に係る個人情報を他の官公庁に提供しております。外部提供の根拠として、右から3番目の欄にございますが、審議会とあるものが多いのですが、これは審議会一括承認事項の中で、個人情報の請求については、法令で調査ができる、照会できるなどのいわゆるできる規定がある場合については、提供の可否につきましては区側で一定の判断をした上で提供することができるかとされているものに該当するものであります。

なお、提供日の通年という記載につきましては、先ほどの資料第7号と同じ考え方でございます。

それから、この資料の裏面の16番でございますが、この右から3番目、根拠欄に、法令・審議会とございますが、これにつきましては、提供情報中、氏名、住所、生年月日は裁判員法に基づきして提供が義務づけられているものであります。本籍情報につきましては、できる規定によって提供しているものであります。ですので、法令と審議会、2つ書いてございます。

続きまして、資料第9号をご覧ください。

資料第9号につきましては、外部結合をした案件の報告であります。

外部結合とは、実施機関以外のものが管理する電子計算組織と通信回線が結合して個人情報を提供する場合をいいます。

これは平成14年以来、住民基本台帳ネットワークが該当するものであります。外部結合による情報提供の詳細はこの資料にあるとおりでございます。

以上が個人情報保護制度に係る報告案件でございます。

最後に、資料第10号をごらんください。

資料第10号は、昨年度の当審議会及び情報公開及び個人情報保護審査会の開催状況のご報告であります。審議会につきましては、資料にもございますとおり、昨年度3回開催をし、諮問案件3件のほかに報告案件、定例報告を行っております。

審査会につきましても3回開催をしてございますが、新規の救済申出は1件でございました。事案の概要と審査結果は資料3番のとおりでございます。本件は、個人情報の開示請求につきまして一部非開示とした案件ですが、審査会では開示すべきとの勧告をいただいております。

なお、第45号の審査案件につきましては、昨年定例報告のときに報告済みでございます。長くなりましたが、以上が定例報告でございます。

内山会長 ありがとうございます。

1年間分の情報公開、個人情報保護、両方の事業についての報告ということでございますので、かなり内実はタイトなものになります。一々のご説明は物理的に不可能でございますから、本日をもってご報告をいただくということになります。

ご説明をいただいたところで、ご質疑等があればいただきたいと存じます。お願いいたします。

それでは私から。資料第7号の目的外利用について、これは個人情報保護条例の14条に係ったことだということですが、その8番目の生活福祉課の生活保護業務、根拠が福祉向上ということで目的外利用をしているということになっています。14条の2項の3号には、区民の福祉の向上を図るため法令等の定めに基づき適正に業務を執行するときには目的外利用ができるという除外規定があって、これに基づいて目的外の利用がされているということだと思います。その上で、この「法令等」の定めに基づき適正に業務がある場合にはそれでいいということですが、この「法令等」というのは、この事務要領を見ますと、法律、政令、省令、条例、規則までいいんですけれども、その後、要綱、要領まで含むと、また要綱、要領には「など」というのが入っていますので、かなり無限定といえますが、行政機関で定めるものは何でも、というふうなことになってしまう可能性があります。多分、適切に行われているとは思いますが、これは法令なのか要綱なのか要領なのかというのは、今ここで質問されても分からないとは思いますが、担当の課長さんをお願いするということになりますけれども、課長さんにその根拠規定を一応確認しておいていただければと思います。ご報告は要りませんけれども、確認をしておいていただきたいと思います。それから、この法令等を定める、その14条の2項の3号に定める法令等という中に、昨年度新たに制定された要領ですとか要綱ですとか、条例の部分はわかると思いますけれども、内部でつくられた事務準則のようなものがどのようなものがあるのかというふうなことについては、担当課で把握をしておいていただきたいです。そうでないと、それぞれの事業部署でそれぞれ適切に、ということでしょうけれども、要領を作れば、どんどん目的外使用をしてもいうことになると、規制をしながら筒抜けになってしまうことがあるかもしれない。そういうことにならないように内部チェックをお願いしたいと思います。

内野広報課長 要綱と要領につきましては原則年に1回調査をかけてございまして、2階の行政情報センターにてお示しできる状態にしております。

内山会長 そうですか。要綱、要領などというので、「など」ということになってくると、係内の決め事まで「など」という中に入ってしまう。そうすると、自分で決めたと言わ

ればそれまでのようなことになる。まあ、そんなことはないんでしょうけれども。ただ非常に無限定になってしまいますので、ここで言う「など」という中に定められている内規等については、情報管理をする担当部署で把握をしておいていただきたいと。それがないと規制の趣旨の実が上がらないでしょうから。

内野広報課長 はい、わかりました。

中山委員 関連してお願い申し上げていいですか。直接的にこの14条2項第3号にかかるという話というよりは、この規則、要領、要綱等のところなんですけど、今の課長さんのお話だと、2階の行政情報コーナーに置かれているということなので、ある意味一般にだれでもアクセスできるかと思うのですが、本区の例規集に載っている要綱と載っていない要綱があって、なかなか大変だというのはわかるのですが、やはり要綱等はできるだけオープンな方がいいと思います。難しいとは思いますが、できるだけインターネットの例規集に載せるようにしていただけませんか。というのは、区によっては要綱も全部載せている区もあります。本区はたくさん載っていますが、一部は載っていないみたいなので、ちょっとご検討いただきたいと有難いなと思います。

内野広報課長 例規集の編集等につきましては、総務課の文書担当が直接やりますので、ちょっとそちらと話をしてみたいと思います。

中山委員 法令等と言われたときに、この根拠というのをアクセスしやすくなることは、すごく意味があることだと思います。

内山会長 要綱も、外部に対して指導をかけるといいますか、文京区としての意思を伝えるような要綱もありますし、内部の事務に関したことのみに定められている要綱もあって、その表題だけで外部に公表すべきかどうかということが決められるわけではないと思います。適切に公開すべきといいますか、区民にも知らせておくべき要綱等があれば、それは中山委員がおっしゃるとおり開示をしておいたほうがいいというのは、それはそうだと思いますね。そのようなこととして、もう一度確認をしていただいて、つけ足す部分があれば開示をしていただくというようなことをお願いします。

中山委員 資料の第1 - 2号を見て、幾つか取り下げというのがありますけれども、もちろん請求者のご都合により取り下げられているのだと思いますが、どういったケースなのでしょう。請求者及び実施機関の双方の合意のもと取り下げているのであれば、いいのでしょうか。一応ちょっと背景を示していただければ有難いです。

野稲広報主査 これは私のほうからお答えいたします。

取り下げは、請求書は出したけれども、よく見たら2階の開架書架に資料が置いてあったとか、そういうケースです。請求をいただいたものについて、こちらから働きかけて取り下げてもらうとか、そういうことは基本的にはしておりません。思い違いとかそういったケースですが、番号を取ってある関係で、一覧表には取り下げということで表示してあります。

中山委員 つまり、情報提供が可能であるから、情報公開請求するまでもないようなものが、請求されたときに、「そこにありますよ」という教示があって、その情報提供制度のほうで済んでしまったよと、こういう理解でよろしいですか。わかりました。

鈴木委員 今の資料についてよろしいでしょうか。

資料第1 - 2号ですけれども、不存在というのがありますよね、非公開理由のところ。その不存在という言葉の意味がちょっとわからないんですけれども。

野稲広報主査 情報公開請求されました請求者の方は具体的に資料を検索して、目録の中から特定をして請求されるということはほとんどありません。自分が欲しい情報、何とかに関して記載があるものとか、何とかに関するすべての資料とか、そういった形で請求をされます。実際にそういった資料を持っていないような場合、例えばここで不存在が出ているのは、資料の1 - 2の3ページ目の下のほうに34と35と不存在による非公開決定を2回繰り返していますけれども、例えばその最後の「平成20年1月1日現在の加筆修正後の地籍図マイラーの写し」という請求が出ておりますけれども、これについては、区はそういうものを持っていないということで、不存在を理由として非公開の決定をしました。通常、行政情報センターで公開請求を受ける場合は、ヒアリングというのをして行政情報の特定をしています。こういった資料が欲しいのだけでも、ありますかということで、じゃ公開請求をしますという、そういう手続の流れなのですけれども、最近は、郵便請求だとかファクスの請求も増えておりまして、そういったヒアリングという機会を経ないで受理をするというケースがだんだん増えています。その関係で、請求はしたけど物が無いということで、非公開決定をするという場合が多くなっています。物によっては、文京区はそういう資料を持っていないなんてけしからんというようなお立場から、「無い」ということを確認するために公開請求をしてみろという方も、たまにいらっしゃいます。しかし、大体があるかないかを確認しないで公開請求をして、それが受理されて、結果として非公開決定をするという、そういうものがほとんどでございます。

以上です。

鈴木委員 ありがとうございます。

中山委員 国の情報公開審査会とか都の情報公開審査会では、不存在を確認した上でさらに、不存在というのはおかしくて、本当はあるのではないかと、というふうなことが争われているようなことがよくあるようですが、余りそういうことは心配しなくていいですか。

青山企画政策部長 実はあるんですよ。

中山委員 あるんですか。

青山企画政策部長 今、担当主査がご説明したのがオーソドックスな説明であって、実際はかなり際どいものがありますね。というのは、今ご指摘があったように、区民は行政に対して信頼を基本的に持っていますが、行政が何らかのアクションを起こしたときに、アクションを起こしたことの担保なり、そういう見極めもしたいわけですね。証拠が欲しいわけですね。ところが行政側は、例えば口頭で相手方と折衝したような場合、それは必ずしも文書として残すとは限りません。ですから、その線引きが非常に今難しくなっています。例えば、職員がメモをとって、まだ行政文書として意思決定の過程にまで入らないで、メモの段階のものまで公開を求めてくる。そのときにメモをどう扱うかというようなことも含んでいます。ですから、一律に不存在という言葉でくくれないいろいろな要素が入っているんですね。ですから、社会の動きに従って、その不存在という言葉の意味合いも変わってくる。メモまで公開している自治体もあります。文京区は、これが組織として共用できるレベルの文書になったときに公開対象にしましょう、というところで一応線は引いていますが、まだまだ色々な社会の動きによって変わってくる可能性はあります。

中山委員 メモもそうですが、よくテープとかがって。

青山企画政策部長 そうです。テープや電磁記録とか、そういうのも全部含んでいますよね。

中山委員 本区の場合、例えばテープとか電磁記録とかも、やはり開示請求は多いのでしょうか。

野稲広報主査 多くはないですけども、会議記録、録音テープの公開請求はございます。

中山委員 その場合に、まだテープ起こしが済んでいない場合でも、出されているんですか。

野稲広報主査 通常、テープ起こしは業者に依頼をしておりますから、納品がないと手元にはありませんので、お待ちいただくこととなります。

中山委員 じゃ、テープ起こしが済んだ段階で、やはり最終的には物が出てくるということですね。わかりました。

内山会長 今のお話は、要するに条例の2条の2項に書いてあることの確認ということでしょうけれども、例えばここでも、今録音が、つまり電磁的記録がなされているようでございます

けれども、職務上作成した電磁記録だけでは要件になりませんで、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして保有すると、つまり組織的に用いるという評価がないと、電磁記録であっても公開の対象にならないということでしょうし、先ほどの文京区の行政情報という中では、情報センターで公開しているものでも情報公開請求の対象となるというふうな条例になっていますけれども、他の条例ですとそういうものは対象にしない、それはそちらで見て欲しいというふうなことで公開していないとか、条例によってそれぞれでき具合が違っていて、文京区は文京区の条例でもって適用、運用されているというようなことであります。ですから、組織上、組織的に用いるものとして保存されるものでない限り、新しくその情報をつくって私に見せてくださいという要求は、文京区の情報公開条例の中ではできないということですね。存在するものは、見せて下さいという請求なら可能でしょうけれども。

1年間分の運用状況のご報告をいただいたということで、質疑も一つ一つ質問をされるということになりますと、恐らく物理的にも難しいことになると思いますので、打ち切るということではございませんが、一通りのご質疑はいただいた、ということにさせていただいてよろしゅうございますか。さらにこのことについて質問、意見があるということであればお知らせいただきたいと思います。

細山委員 資料の第5号ですけれども、外部委託についてというところなのですが、よく委託するというのは、主な理由として業務の効率化が挙げられると思いますけれども、委託したことによって、何か業務効率が低下したとか、何か大きなトラブルがあったとか、そういうのがもしあれば、教えて下さい。

内山会長 外部委託先から、例えば情報が流出した等の事故があったかどうかということですか。

細山委員 そうですね。

内野広報課長 確かに、報道とかを見ていますと、自治体や自治体の委託先から出てしまうというケースが報告されたりしておりますが、文京区の場合、委託先から情報が漏れるというようなことは、今のところございません。

内山会長 仮にそのようなことがあった際には、当審議会にも報告をしていただけるということでしょうか。

内野広報課長 はい、そうです。

中山委員 区の施設で指定管理者が管理しているような施設の場合に、そこにある文書というのは区の文書として扱われることになるのでしょうか。それとも指定管理者側の文書という

ことになるのでしょうか。

内野広報課長 基本的には、指定管理者が運営上作成している文書については指定管理者の文書ということになります。ただ、区と取り決めをしているような文書は、当然区もかかわってきますから、区の文書として公開することになります。

中山委員 でも、場合によっては、例えば区立施設の運営上、やはり区民が適正に運営されているかどうか知りたいと、情報が知りたいといったときに、実はそれは指定管理者が持っているという扱いになっちゃって、条例の適用外になるというケースはあるのでしょうか。

野村広報主査 ちょっと文京区の仕組みをご説明いたします。

情報公開制度と個人情報保護制度とで、指定管理者の位置づけが、条例上ちょっと違ってあります。情報公開制度につきましては、指定管理者が独自の情報公開制度を整理しなさいというのが条例の仕組みになっています。ただ、全く投げ出すのではなくて、一定の範囲の情報につきましては、区に情報公開請求をしますと、区からその指定管理者に情報を求めて、指定管理者はそれに応じて情報を区に提供する、そういう形で指定管理者の情報を、区を経由して公開請求できるような、そういう仕組みを情報公開制度の中で作っています。

これとは別に個人情報保護制度につきましては、個人情報保護条例のほとんどの規定が指定管理者にも準用ないし直接適用されます。そういう意味では、実施機関同様の位置づけに指定管理者は置かれていると、そういう仕組みになっています。

中山委員 わかりました。

青山企画政策部長 ちょっと別の言葉で言いますと、指定管理者というのは独立した企業体なんです。ですから、当然そこで会計を含めて、内部的な事務処理をやっているわけです。これらは指定管理者独自の情報として、会社経営の情報として持っているわけです。それについての情報も公開してくださいよとなると、それは手続としては指定管理者自身が区と同じような情報公開の仕組みをつくっているわけです。それを区は協定書段階で求めています。

一方で、例えば利用者情報、体育館を利用した人たちの情報というのは行政情報とほぼ同じですから、これは今担当主査が言ったように、区に情報公開請求があれば、それは区を経由して、指定管理者のほうから引き寄せて出す、という仕組みも同時にあります。そういうに二重構造というふうにご理解いただければよろしいかと思えます。

中山委員 わかりました。質問させていただいた背景は、今後、指定管理者というのが、だんだん増えてくると思えます。それはそれで、行政の効率化のために大事なことなんだと思うのですが、一方で、今部長さんがご説明くださったように、ちゃんと制度が整っているという

ことだけを確認したかった。それだけです。

内野広報課長 補足ですけれども、今日お配りしています黄色い表紙のほうの73ページ、これの第25条の2に記載してあります。

中山委員 要するに25条の2、第2項のところ、先ほど野稲主査がおっしゃった、区を経由して請求するというやつですか。

野稲広報主査 情報公開制度の原則に、区が持っていないものは情報公開の対象にならないという原則があるんですけれども、指定管理者に関してはその例外として、区が指定管理者から手に入れて公開を下さい、そういう仕組みになっています。

内山会長 指定管理者が提供するというのに25条の2ではなっていますね。

野稲広報主査 そうですね。

内山会長 指定管理者から区が取り寄せて、それを区が提供するというのは本来の条例とは違ったサービスのことですかね。

野稲広報主査 そういう規定です。指定管理者から取り寄せて出します。

中山委員 すごくよくできていると思いました。

内山会長 それでは、報告をいただき、ご質疑をいただいたということにさせていただきます。さらに制度の適切な運用に、ただいま頂いたご意見等を反映して進めていただきたいということを、当審議会としては希望するというにさせていただきます。定例報告については、これをもって報告を頂いたという取り扱いをさせていただきますと思います。よろしゅうございましょうか。

その次、本日の議事ということですが、定例報告以外のその他ということになります。

その他ということで、何か事務局の方から何かお話はございますでしょうか。

内野広報課長 ご質疑ありがとうございました。

事務局からお礼方々お願いがございます。当審議会委員の任期でございますが、先ほど部長の挨拶にもございましたとおり、この来月6月末で任期満了となります。この2年間、制度の適切な運用のためにご尽力いただきまして誠に有難うございました。既に区報の6月10日号では、公募区民の方々ににつきまして募集記事を掲載させていただいておりますが、現委員の方も再任を妨げないということになってございますので、ご希望していただける場合は、更新手続きがございますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

また、団体のほうからご推薦をいただいている委員の方々ににつきましては、近日中にそれぞれの所属団体に推薦依頼をさせていただく予定でございます。ご面倒とは存じますが、

ご協力のほどよろしくお願いいたします。

内山会長 それでは、その他ということについてもこれをもって終了したということにさせていただきます。

4 閉会

内山会長 本日の議事予定はこれにてすべて終了したということになりますので、この審議会はこれにて本日は閉会させていただきます。

皆さん、ご苦労さまでございました。